

令和7年8月吉日

加盟チーム各位

一般財団法人札幌アイスホッケー連盟
レフェリー委員長 水堀 真依

「首・のど用プロテクター（ネックガード）」着用方針について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当連盟事業に格別のご理解、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、当連盟では、日本アイスホッケー連盟からの通達に準拠いたします。下記の通り決定し、通達いたしますので、登録チーム、指導者、選手、関係者の皆様におかれましては、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

敬具

記

日本国内における「首・のど用プロテクター（ネックガード）」着用方針

※一部カテゴリーにおいてローカルルール適用と致します。

- すべてのカテゴリーのプレイヤーに「首・のど用プロテクター（ネックガード）」を着用することを義務とします。
- 適用については、準備期間を考慮し、日ア連主催大会、及び全国大会（インカレ・インターハイ・国スポ）、及び全国大会の予選会等は、「令和7年10月1日」から実施する。それ以外の日本国内の試合に関しては、「令和7年12月1日」を期限とし、各加盟団体の指導のもと可能な限り速やかに適用する
※ ローカルルール：社会人カテゴリーの令和7年10月1日～令和7年11月30日開催予定の市内大会につきましては、着用を「強く推奨」に留めます。令和7年12月1日以降の試合におかれましては、「義務」と致します。
- U20以下・女子に適用されている「首・のど用プロテクター（ネックガード）」着用義務に変更はありません。

以上